

名護市固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

平成 14 年 12 月 26 日

規則第 28 号

名護市固定資産税の課税免除等に関する条例施行規則(平成 5 年規則第 18 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名護市固定資産税の課税免除に関する条例(平成 14 年条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定による課税免除の申請は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに固定資産税課税免除申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(課税免除の決定通知)

第 3 条 市長は、前条の申請があった場合には、これを審査し、その免除を決定したときは、当該申請をした者に対し、遅滞なく固定資産税課税免除申請に対する決定通知書(様式第 2 号)により通知しなければならない。

(申請事項等の変更の届出)

第 4 条 前条により、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該事実が生じた日から 10 日以内にその旨を、固定資産税課税免除の申請事項等変更届出書(様式第 3 号)により市長に届け出なければならない。

(1) 第 2 条に定める申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(課税免除の取消し等の通知)

第 5 条 市長は、条例第 8 条の規定により、課税免除を取り消したとき、又は停止したときは、当該課税免除を受けている者に対して、遅滞なく固定資産税課税免除の取消し等通知書(様式第 4 号)により通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年規則第 14 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。